

高額療養費の申請手続きが 簡素化できます

簡素化とは？

高額療養費の支給を受けるには、通常は該当となる診療月ごとに窓口での申請手続きが必要ですが、簡素化の手続きを行うことで、高額療養費の支給が発生した場合は、自動的に指定口座へ振込(支給)されるようになります。

簡素化の申請方法

○以下の書類を提出・提示をしてください。

①『高額療養費支給申請書』(診療月ごとの申請書)

②『高額療養費支給申請手続の簡素化に関する申請書』

※新規で簡素化の手続きを行う場合は、①と②を一緒に提出してください。

③ 本人確認ができるもの 例) マイナンバーカード 運転免許証 資格確認書 ほか

④ 振込先に指定する口座の通帳

○提出先: 新発田市役所 3階 保険年金課 または 各支所 住民福祉係

その他のご注意

○以下の場合、診療月ごとの支給申請の案内に切り替わります。

- ・世帯主の変更があった場合
- ・指定口座へ振込ができなくなった場合
- ・国民健康保険税の滞納があった場合 など

※再度、簡素化を希望される場合は、改めて簡素化の申請手続が必要です。

○支給内容については、郵送される支給決定通知でご確認ください。

○高額療養費の支給に該当しない月は、支給決定通知は郵送されません。

○今回より前にご案内した高額療養費の支給を受ける場合には、診療月ごとの申請書が必要です。

【お問合せ】新発田市役所 保険年金課 国保給付係
電話番号:0254-28-9311